



別紙 1

浦添市公告第 23 号

浦添市立児童センター日常清掃業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

浦添市長 松本哲



隨意契約の事前公表

1 契約件名	浦添市立児童センター日常清掃業務委託
2 契約内容	浦添市直営の浦添市立西原、まちなと児童センターの衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。
3 契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選定基準	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申請方法	見積書の提出による。
6 契約担当課	こども未来部 こども政策課 電話番号 (098) 876-1282 (内線番号 3646)